

所管部課	健康いきいき部 地域包括ケア推進課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市生活支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する要綱につ				
	いて	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>生活支援ショートステイ事業については、現在、実施施設を特別養護老人ホームと規定しているが、施設に空床がない場合には、高齢者が当該事業を利用できない状況にある。そのため、特別養護老人ホーム以外の高齢者が滞在できる施設においても当該事業を実施できるものとする事で、受入体制の整備の促進を図るものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 事業の実施施設について、特別養護老人ホーム以外の高齢者が滞在できる施設においても事業を実施することができる旨の規定を追加（第1条、第3条）</p> <p>イ 利用回数の限度について、特に緊急に必要があると認める場合を例外とする旨の規定を追加（第4条第1項）</p> <p>ウ その他必要な文言の整理</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>受入体制の整備の促進を図ることで、当該事業の利用機会が広がり、高齢者支援に資することができる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
令和5年2月 文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。